平成２６年（フ）第７４６号
福岡市南区的場１丁目16番10号
債務者　美口　藤子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５８号
福岡市南区高木２丁目17番８号
債務者　川上　清秀
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５９号
福岡市東区松田３丁目20番10号
債務者　山下　　順
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６１号
福岡県朝倉市小田1866番地１
債務者　信國　朋美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６３号
福岡市博多区東光２丁目17番17―206号
債務者　水崎　久雄
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６４号
福岡市博多区東光２丁目17番17―206号
債務者　水崎　敬子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６５号
福岡県大野城市中央２丁目３番40―103号
宮原ビル
債務者　宮本　　彩
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６７号
福岡県福津市西福間３丁目40番７号　ユーハイツ202号
債務者　寺戸　由香
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６８号
福岡市早良区梅林６丁目15番３号
債務者　釘本　勝代
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６９号
福岡市博多区東那珂１丁目18番27号
債務者　小川ひとみ
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７７０号
福岡県糸島市東234番地２
債務者　原井　孝輔
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７７５号
福岡県春日市昇町５丁目139番地　リビエール春日203号
債務者　田崎　美紀（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７８６号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目６番16―409号
債務者　首藤　弘美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７８８号
福岡市東区青葉７丁目38番11―303号
債務者　江藤　依子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７９１号
福岡市南区塩原４丁目20番17号
債務者　横山　年宏
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７９２号
福岡市城南区東油山１丁目９番23―201号
債務者　淺田　克利
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７９３号
福岡市城南区東油山１丁目９番23―201号
債務者　淺田　孝子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部